

「妨害運転罪」が創設されました！

※ 本年6月30日から施行される「妨害運転」についてお知らせします。

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 妨害運転 (交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反** (※10類型の違反。下図参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 **免許取消し (欠格期間 2年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 妨害運転 (著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 **免許取消し (欠格期間 3年)**

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害 (あおり) 運転の対象となる 10 類型の違反



- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！

危険運転致死傷罪も改正

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 (危険運転致死傷罪) も改正され、本年7月2日に施行されます。同法第2条の対象行為に

- 第5号 妨害目的走行～走行中の車の前方で停止、著しく接近
- 第6号 " ~高速道路等における前方停止、著しく接近が追加されました。